

主 文

- 1 原判決中，不当利得返還請求に関する部分のうち，
上告人の敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき，本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山田有宏ほかの上告受理申立て理由第 8 について

1 本件は，被上告人が，貸金業者である上告人に対し，上告人との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき，利息制限法 1 条 1 項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており，かつ，上告人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして，不当利得返還請求権に基づき過払金及び民法 704 条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。

(1) 上告人は，貸金業法（平成 18 年法律第 115 号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下，同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3 条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 上告人は，被上告人に対し，原判決別紙の「年月日」欄及び「借入金額」欄記載のとおり，平成 8 年 8 月 7 日から平成 15 年 9 月 4 日までの間に 12 回にわ

たって金員を貸し付けた（以下、これらの貸付けを「本件各貸付け」と総称する。）。）。

本件各貸付けにおいては、元本及び利息制限法1条1項所定の制限を超える利率の利息を指定された回数に応じて毎月同額を分割して返済する方法（いわゆる元利均等分割返済方式）によって返済する、被告人は、約定の分割金の支払を1回でも怠ったときには、当然に期限の利益を失い、原告人に対して直ちに債務の全額を支払う（以下「本件特約」という。）との約定が付されていた。

(3) 被告人は、本件各貸付けに係る債務の弁済として、原判決別紙の「年月日」欄及び「弁済額」欄記載のとおり、平成8年9月2日から平成16年11月1日までの間、原告人に金員を支払った（以下、これらの各支払を「本件各弁済」と総称する。）。）。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断した上、原判決別紙のとおり、制限超過部分が貸付金の元本に充当されることにより発生した過払金及びこれに対する法定利息がその後の貸付けに係る借入金債務に充当され、その結果、最終の弁済日である平成16年11月1日の時点で、過払金51万4749円及び法定利息1万3037円が存するとして、以上の合計52万7786円及び上記過払金51万4749円に対する同月2日から支払済みまでの法定利息の支払を求める限度で、被告人の原告人に対する不当利得返還請求を認容した。

(1) 最高裁平成16年（受）第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）は、債務者が利息制限法1条1項所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約（以下「期限の利益喪失特約」という。）の下で制限超過部

分を支払った場合、その支払は原則として貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできない旨判示している。また、最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年判決」という。）は、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情（以下「平成19年判決の判示する特段の事情」という。）があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される旨判示している。

(2)ア 本件各弁済は、期限の利益喪失特約である本件特約の下でされたものであって、平成18年判決によれば、いずれも貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできないから、同項の規定の適用要件を欠き、制限超過部分の支払は有効な利息債務の弁済とはみなされない。

イ そして、平成18年判決は、それまで下級審において判断が分かれていた期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払の任意性について最高裁判所として示した初めての判断であって、その言渡し以前において、上記支払が任意性を欠くものではないとの解釈が最高裁判所の判例により裏付けられていたわけではないから、上告人が本件特約の下で本件各弁済に係る制限超過部分の支払を受領したことについて、平成19年判決の判示する特段の事情があるということとはできず、上告人は過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であると認められる。

4 しかしながら、原審の上記3(2)のアの判断は是認することができるが、同イの判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 平成18年判決及び平成19年判決の内容は原審の判示するとおりであるが、平成18年判決が言い渡されるまでは、平成18年判決が示した期限の利益喪失特約の下での制限超過部分の支払（以下「期限の利益喪失特約下の支払」という。）は原則として貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ということはできないとの見解を採用した最高裁判所の判例はなく、下級審の裁判例や学説においては、このような見解を採用するものは少数であり、大多数が、期限の利益喪失特約下の支払というだけではその支払の任意性を否定することはできないとの見解に立って、同項の規定の適用要件の解釈を行っていたことは、公知の事実である。平成18年判決と同旨の判断を示した最高裁平成16年（受）第424号同18年1月24日第三小法廷判決・裁判集民事219号243頁においても、上記大多数の見解と同旨の個別意見が付されている。

そうすると、上記事情の下では、平成18年判決が言い渡されるまでは、貸金業者において、期限の利益喪失特約下の支払であることから直ちに同項の適用が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、貸金業者が上記認識を有していたことについては、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である。したがって、平成18年判決の言渡し日以前の期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として当該貸金業者を悪意の受益者であると推定することはできない。

(2) これを本件についてみると、平成18年判決の言渡し日以前の被上告人の制限超過部分の支払については、期限の利益喪失特約下の支払であるため、支払の

任意性の点で貸金業法43条1項の適用要件を欠き、有効な利息債務の弁済とはみなされないことになるが、上告人がこれを受領しても、期限の利益喪失特約下の支払の受領というだけでは悪意の受益者とは認められないのであるから、制限超過部分の支払について、それ以外の同項の適用要件の充足の有無、充足しない適用要件がある場合は、その適用要件との関係で上告人が悪意の受益者であると推定されるか否か等について検討しなければ、上告人が悪意の受益者であるか否かの判断ができないものというべきである。しかるに、原審は、上記のような検討をすることなく、期限の利益喪失特約下の支払の受領というだけで平成18年判決の言渡し日以前の被上告人の支払について上告人を悪意の受益者と認めたものであるから、原審のこの判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

5 以上によれば、論旨は理由があり、原判決中、不当利得返還請求に関する部分のうち、上告人の敗訴部分は破棄を免れない。そこで、前記検討を必要とする点等につき更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人は、取引履歴の開示拒絶の不法行為に基づく損害賠償請求に関する部分についても上告受理の申立てをしたが、同部分に関する上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 中川了滋 裁判官 今井 功 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫)